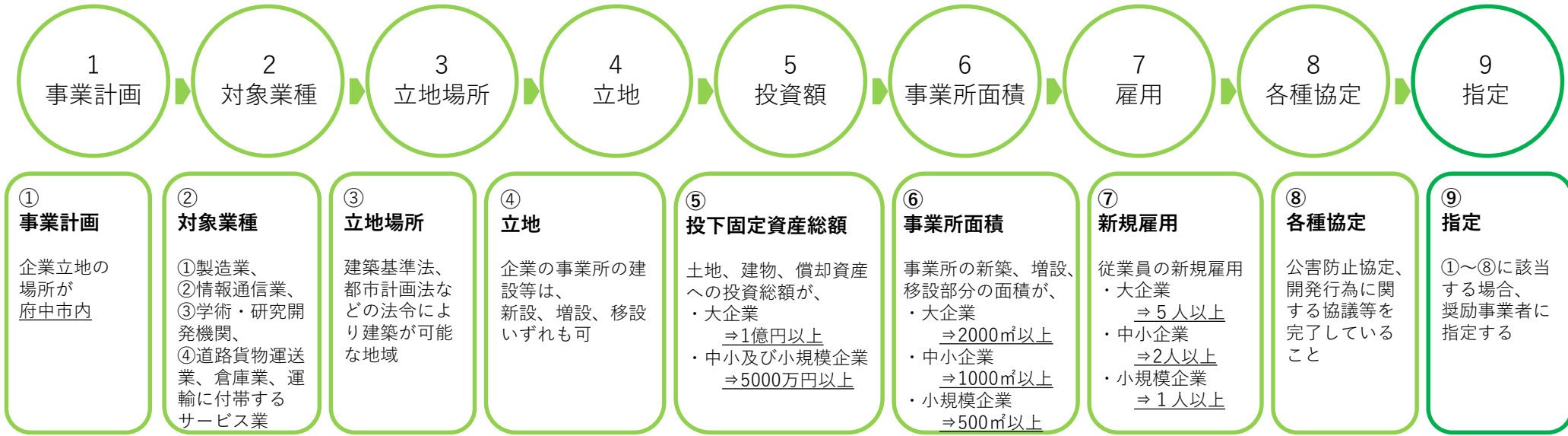


府中市企業立地促進条例及び規則

指定事業者の指定条件等



- | | | |
|-------|--|---|
| 奨励金 1 | 企業の立地をするために土地を購入した場合に敷地の 土地取得費 若しくは 土地鑑定評価額 のいずれか低い額に 10/100 の率を乗じて得た額（上限1億円） | <ul style="list-style-type: none"> 指定事業所の指定後に取得したものに限る 取得費の交付は、操業開始の確認後 |
| 奨励金 2 | 企業の立地用資産（ 土地、建物及び償却資産 ）に課す 固定資産税及び都市計画税 の合計額に相当する額以内の額を 3年度間 （奨励金の上限なし） | <ul style="list-style-type: none"> 操業開始の年の翌年分の課税分からが計算対象 |
| 奨励金 3 | 企業の奨励事業者の指定を受けてから操業後1年を経過する日までの間に、 新規に雇用した週所定労働時間20時間以上の雇用保険法の一般被保険者 の数に 100万円 を乗じて得た額（上限 2,000万円） | <ul style="list-style-type: none"> 市内居住（府中市民）で1年以上継続して雇用 計算対象者の奨励金交付時の在籍 |

指定及び奨励金交付の条件等

- ・操業の開始及び事業の継続
- ・市税の完納
- ・交付の時期
 奨励金①：操業の開始の確認後
 奨励金②：完納のあった翌年度
 奨励金③：操業の翌年度、翌々年度

問い合わせ先
 府中市経済観光部 商工労働課
 ☎ (0847) 44-9153
 Mail :
shoko@city.fuchu.hiroshima.jp